

法改正への準備はOK?今取り組まないと間に合わない!

働き方改革 対応 シリーズ研修

徹底解説!

本年4月から「働き方改革」における関連法令が順次施行されています。2020年4月からは中小企業においても、時間外労働の上限規制が導入され、大企業では同一労働同一賃金の施行が迫る中、法令に合わせた人事制度の改定に早急に取り組む必要があります。

本研修では、この法改正に対応した人事制度への改定ポイントを、事例を交えながら分かりやすく解説します。さらに、研修内ではグループワークで意見交換、研修後には個別相談も行います。自社をより働きやすい職場にするための情報収集に是非ご活用ください!

日程 令和2年 1月 15日(水)

1月 22日(水)

1月 29日(水)

各回13:30~16:30(全3回シリーズ)

会場 福井商工会議所ビル 2階
会議室A B ほか



特定社会保険労務士

小 玉 隆 一 氏

(アズワンコンサルティング(株) 代表取締役)

対象

- 働き方改革関連法のポイントを知りたい人事労務担当者
- 法改正に伴い人事制度を見直したい人事労務担当者

定員

研 修 : 50名(先着順)

個別相談 : 各回3社まで

(事前申込必須・1社あたり30分程度)

受講
無料

詳細のカリキュラムについては裏面へ→

1/15
(水)

- ・働き方改革関連法の再確認
- ・有給休暇5日取得の効果的活用法

1/22
(水)

- ・時間外労働の上限規制
- ・賃上げと生産性向上の促進策

1/29
(水)

- ・同一労働同一賃金への対策
- ・就業規則、人事制度改正事例
- ・各種助成金情報

※研修終了後に、希望者を対象に個別相談を受け付けます。
(個別相談：各回3社まで、1社あたり30分程度)

今回のセミナーのポイント

- 他社の現状に関する
情報収集が可能！

毎回研修内で取り上げた内容をテーマに、自社の取組状況や今後の取組予定等についての意見交換を行います。

- 自社の状況に合わせた
アドバイスがもらえる！

参加された方の中で希望者を対象に、研修終了後に個別相談も受け付けます。

働き方改革関連法 施行スケジュール (中小企業の場合)

	2019年4月1日	2020年4月1日	2021年4月1日
①年次有給休暇の 取得義務			
②時間外労働の 上限規制の導入			
③同一労働同一賃金			

皆さんは法改正にしっかり対応ができていますか？

法改正に対応した働きやすい職場づくりに当研修を是非ご活用ください！

〈お申し込み・お問い合わせ先〉

福井商工会議所 経営支援・人材育成課 (伴走型小規模事業者支援推進事業)

〒918-8580 福井市西木田2-8-1 Tel:0776-33-8283 Fax:0776-50-6789 E-mail: keiei@fcci.or.jp



ネットからも
お申し込み
できます！

働き方改革対応シリーズ研修 受講申込書		FAX: 0776-50-6789	
会社名		TEL	- -
所在地	〒 -	FAX	- -
受講者①	部署・役職 氏名	E-mail	
受講者②	部署・役職 氏名	E-mail	
個別相談を	希望する / 希望しない		

※ご記入頂いた内容は、福井商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用させて頂くことがございます。
個別相談を希望する方には、申込確認後、相談内容の詳細確認のご連絡をさせていただきます。